

index

2022〈第27号〉

- 医師連盟委員長挨拶
- 第26回参議院議員選挙に向けて
- 選挙制度解説コーナー！
参議院議員選挙のしくみと投票方法
- 公示前にできる活動について

兵庫県医師連盟ニュース

発行所 兵庫県医師連盟
〒651-8555 神戸市中央区磯上通6-1-11
Tel 078-231-4114
<http://www.hyogo-ishirenmei.jp>
編集責任者 松本 卓



いよいよ参議院選挙が実施されます。2022年6月22日公示、7月10日投票となる案が有力視されています。日本医師連盟ならびに兵庫県医師連盟は医師の自見はなごさんを組織内候補として推薦することをすでに決定しており後援会活動を活発に展開しているところです。しかしながら5月16日現在、サポーター名簿の獲得は伸びておらず、獲得数は12,9490と低迷しており、兵庫県は741(目標数46,000の1.6%)で全国ワースト3の状態です。

自見はなご議員はご存知のように成育基本法の成立に尽力されました。また乳児用液体ミルクの導入にも関わられました。現在「ごども家庭庁」の創設に奔走されており、2022年5月18日には「家庭庁設置法案」に関連した質疑で参議院本会議にも登壇されています。非常に精力的に活動しておられ医師、医療従事者の主張を国政に反映



兵庫県医師連盟
委員長 松本 卓

させるために欠くべからざる人材です。自見はなごさんを応援するためにも是非とも上位当選してもらうことが重要であり上位当選することで発言力が高まるのが国会の常識です。

医師連盟委員長挨拶

必ず投票に行きましょう

投票日にご都合の悪い方は必ず期日前投票を！

参議院比例区の投票は必ず候補者氏名で投票することが肝要であり、氏名での得票数順に上位者から当選が決まりますので、氏名で投票しないとその候補者の得票とならず低位となってしまう。現在比例代表では社会保障、医療系の団体から支援を受けている候補者は9名おられ、この中のトップ当選を是非果たすよう後援会活動・選挙活動を行うようお願い申し上げます。

兵庫県医師連盟、日本医師連盟から推薦決定を頂いた第26回参議院議員選挙が、いよいよ迫って参りました(6月22日公示、7月10日投票予定)。

一部報道では、サポーター名簿の獲得率が低水準にあるなど厳しい情勢が伝えられており、ご心配をおかけしております。参議院の比例区は職域代表の戦いですが、ここ2年余りの医療界は、コロナ対応や通常医療を守る取り組み、ワクチン接種な



参議院議員 自見はなご

第26回参議院議員選挙に向けて

どで大変な状況が続いております。私自身も医療機関を支えるため、政府への働きかけや国会での質問、各種議員連盟や要望活動等に持てる力を注いでいます。

わが国が世界に誇る国民皆保険制度を守るためには、財政論ありきの医療費削減路線を改めなければいけないことは、図らずもこのコロナ禍で浮き彫りになりました。「かかりつけ医」の制度化についても、医師と患者との全人的な信頼関係に基づく本来の「かかりつけ医」のあり方と相反するものと考えます。本年4月14日の参議院財政金融委員会でも、鈴木俊一財務大臣への質問でかかりつけ医が果たす役割の重要性を説き、患者目線での医療アクセスを守るよう強く求めました。また、4月26日の同委員会においても質問に立ち、国民健康保険組合への国庫補助の見直しに際しては、運営の実態をしっかりと踏まえるよう強く求めました。

改選まで残り僅かな期間となりましたが、何としても勝ち抜き、先生方のお声を国に届ける役割を担い、政策の継続性をもって取り組んで参る所存です。

選挙制度解説コーナー！ 参議院選挙のしくみと投票方法

1 枚目 地方選挙区の投票

お住まいの都道府県の選挙区「候補者名」を書いて投票します

2 枚目 全国比例区の投票

全国どこにお住まいでも各政党の「候補者名」または「政党名」を書いて投票します
同じ政党の中では、「候補者名」の獲得票数が多い順に当選します

2枚目の全国比例区の投票は
政党名ではなく「候補者名」で投票を！

全国比例区をよくある勘違い！

比例区は政党名を(〇〇党と)書けばよいのでは？

いいえ違います！

平成13年(2001)から制度が変わり、個人名の多い順に当選者が決まる仕組みとなりました。
必ず応援している人の名前を書いて下さい！

の改正が昨年成立し、地域医療を守りつつ加重労働を防ぐための働き方改革見直しの議論も本格化してまいります。HPVワクチンの積極的勧奨再開も今年度から実現しました。「ごども家庭庁」についても、設置法が今国会に提出されるなど大詰めを迎えています。コロナ後を見据えた外国人医療の問題も、しっかりフォローしていかねければなりません。

兵庫県医師連盟の先生方におかれましては、是非とも支援の輪の拡大に向け一人でも多くの方にお声がけ頂き、最後の最後まで

までお支えくださいますようお願い申し上げます。また、個人名での得票が多いほど党内での順位が上がるという参議院比例代表の投票制度についても、まだまだ理解が広がっていない現状があります。この点の啓発についても、お力を賜りますようお願い申し上げます。

現在、国会日程が許す限り全力で飛び回っております。公示日まであと僅かとなりましたが、兵庫県医師連盟の先生方の力強いご支援をエネルギーとして、勝利に向け粉砕身頑張ります。

公示前にできる活動について

後援会活動としてできること①

(公示日の前日まで)

室内用ポスターの掲示



※室内で人目につく場所に
ぜひ設置をお願いします。

①A1/A3サイズ 院内・室内用ポスター
・無期限でお貼りいただけます。
(選挙期間中、投票日もOKです)

②卓上ののり
・期間は無期限です。
(選挙期間中、投票日もOKです)

・QRコードから「自見はなこLINEで応援！」への
お友達追加のご協力をお願いします。



後援会活動としてできること②

配布資料・サポーター名簿



サポーター名簿へのご協力
のお願いもご依頼ください。



後援会活動としてできること③

政策・これまでの活動についてお話しください



例) 従業員の皆様向け
医療機関の安定した経営のために、
現場を知る医師議員の活動を応援
することが重要です。そのためには
医療機関の現状を国会で発言できる
議員が必要です！
などをお話しできます。



例) 患者さん向け
自見先生は子ども家庭庁設置に
取り組んでいます。
新型コロナウイルス感染症対応
のために医師の議員が必要です。
自見先生は小児科の医師で、
日本医師会で推薦しています。

公示日まではNGなこと

※選挙運動（候補者名をあげて投票の依頼）
は選挙の公示日から投票日の前日までしかできません

「参議院の比例区は2枚目の
投票用紙です。
2枚目に〇〇(候補者名)と
名前を書いてください」

「〇〇さんに投票を」等

※選挙期間は可能です。



「〇〇先生
(具体的なお名前を言って)
に一票を入れてください。」
とお願いをする。



投票のお願いは公示日前日まではNGです！